

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十二日

広島県知事 横 田 美 香

## 広島県規則第六号

### 介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第五条から第十一条まで	削除	
		（介護支援専門員の登録の申請等）
		第五条 法第六十九条の二第一項に規定する登録の申請及び法第六十九条の七第一項に規定する登録の申請（法第六十九条の三の規定による申請とともに使うものを除く。第二号において同じ。）は、別記様式第四号による申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行うものとする。
		一 法第六十九条の二第一項に規定する登録の申請（イからロまでの書類）
		ロ 別記様式第五号による誓約書
		（介護支援専門員実務研修の修了を証する書類の写し）
		ハ 住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）
		二 法第六十九条の七第一項の規定による申請（介護支援専門員の登録の日から五年を経過していない者が行う場合にあっては、省令第百十三条の八第一項の規定による通知の書類又は省令第百十三条の十一の規定による通知の書類の写し）
		（介護支援専門員の登録の移転の申請等）
		第六条 法第六十九条の三の規定による申請及び当該申請とともに使う法第六十九条の七第一項の規定による申請は、別記様式第六号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
		一 介護支援専門員証の交付を受けていない者が行う場合にあっては、省令第百十三条の八第一項の規定による通知の書類の写し
		二 住民票の写し
		三 広島県に所在する法第六十九条の三に規定する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとすることを証する書類
		（介護支援専門員登録事項の変更の届出等）

第七条 法第六十九条の四の規定による届出及び省令第百十三条の二十三第一項の規定による申請は、別記様式第七号による届出書兼申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 氏名の変更の届出の場合にあつては、戸籍抄本
- 二 住所の変更の届出の場合にあつては、住民票の写し（県外に住所を有する者に限る。）

（介護支援専門員の死亡等の届出）

第八条 法第六十九条の五の規定による届出は、別記様式第八号による届出書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。  
一 死亡の届出の場合にあつては、死亡した介護支援専門員の除籍抄本又は消除された住民票の写し及び届出人が相続人であることを証する書類。

（介護支援専門員の登録の消除の申請）

第九条 法第六十九条の六第一号の規定による申請は、別記様式第九号による消除の申請書により行うものとする。

（介護支援専門員証の再交付の申請）

第十一条 省令第百十三条の二十五第一項の規定による申請は、別記様式第十号による再交付の申請書により行うものとする。

（介護支援専門員証の有効期間の更新の申請）

第十二条 法第六十九条の八第一項の規定による申請は、別記様式第十一号による更新の申請書に更新研修の修了を証する書類の写し又は法第六十九条の八第二項ただし書の規定により知事が指定する研修の課程の修了を証する書類の写しを添付して行うものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号から様式第11号まで 削除</p>	<p><u>様式第4号 (第5条関係)</u> <u>様式第5号 (第5条関係)</u> <u>様式第6号 (第6条関係)</u> <u>様式第7号 (第7条関係)</u> <u>様式第8号 (第8条関係)</u> <u>様式第9号 (第9条関係)</u> <u>様式第10号 (第10条関係)</u> <u>様式第11号 (第11条関係)</u></p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。